

発言の通告がありまので発言を許します。2番、長井直人君の発言を許します。2番 長井直人君。

(2番 長井直人議員 一般質問席登壇)

○2番(長井直人) それでは、私の1番質問に入らせていただきます。

森林・林業に再生に向けた取り組みと、木質バイオマスの利用促進のための新たな事業提案について伺います。

現在、我が国の林業・木材産業は、近年、やや持ち直しつつも、いまだ危機的状况にあり、森林・林業の担い手である山村は、崩壊の危機に瀕しています。これは我が村においても例外ではなく、林業従事者の減少と後継者不足、製材所などの事業所の激減、基幹産業での雇用の場の消失、村有財産としての森林の荒廃など山村としての機能は著しく低下している現状にあります。

我が村の基幹産業である農林業において、将来構想を掲げ村独自のビジョンをより明確にし、1年1年、しっかりと基礎を再構築していかなければ村の将来はないと言っても過言ではないと感じています。

特に林業においては、国の政策とリンクした村有財産である森林・林業の復興こそが最重要課題であると考えます。東北森林管理局上小阿仁支署や県と協議をし、情報をいただきながら、国の政策を敏感に察知し森林・林業を支える山村として村独自の取り組みをし、模索しながら早急に着手するべきと考えます。また、近年では木質バイオマスの利活用に関する様々な取り組みが全国各地で行われており、一昨年7月に創設された再生可能エネルギーの固定価格買取制度による木質バイオマス発電や熱エネルギーを利用した公共施設の冷暖房システムや農作物のハウス栽培・木材乾燥システムへの利用などの先進事例があります。また、一般家庭における薪やペレットとしての利用など、多様な用途に合わせて運用が可能なことから、村としても先進事例を参考にしながら村有林の有効な利用を検討すべきと考えます。

ただただ交流人口を増やすだけでは、村の将来は立ち行かなくなります。村を興すためには産業振興が必要不可欠であり、産業と関連付けて交流人口を活かし呼び込み、定着させる必要があると考えます。ひとつの事業をより活かすためにも多面的な取り組みをしていかなければならない。点と点をつないで連鎖させることで相乗効果を産む、そうした取り組みが大事だと思います。こうした観点から以下の質問にお答え願います。

1つ目は、村では、我が村の森林と林業の現状をどう捉えていますか。

併せて、その現状を踏まえて中長期的な展望としての今後の将来構想は、どうなっているのかお知らせいただきたいと思います。

次に森林・林業の再生には、荒廃した森林の整備と林業従事者の後継者の育成は欠くことはできないものであります。同時に産物としての木質バイオマス

の利用促進も必要不可欠であり、村の産業として、また再生可能エネルギーとしての利用も村の独自性をもって積極的に進めるべきと考えます。村としての考えはどうでしょうか。具体的に着手もしくは積極的に取り組みを模索する姿勢はあるのかどうか、伺います。

2つ目は事業提案を2点申し上げます。

1つは、村有財産である森林を効率よく維持管理しながら後継者を育成し、林業関連事業者も育成可能な画期的なシステムの構築を模索したものです。林業高校や高卒後の林業を目指す若者のための実践的な職業教育を行うための新たな高等教育機関の新設を提案します。

森林の維持管理から皆伐、間伐、植樹等林業における必要な技術や知識の習得を村と村内林業従事者と国、県とが連携して指導し、育成する機関を立ち上げ、林業後継者の育成と優秀な技能者を輩出する。同時に村内事業者の育成と木材産業の活性化を図ります。

2つ目は、木質バイオマスエネルギーを利用した住宅地モデルとしてのエコタウン構想です。間伐材等を利用したチップ材によるバイオマス発電と燃焼エネルギーを利用した冷暖房システムを完備した村木材をふんだんに使用したモデル住宅街を要するエコタウンを造りPRしていきます。

企業誘致が望めない今、村を興すためには、独自に産業を起こして村内の経済を活発化させなければなりません。村内外へPRしつつも村内循環型経済システムを再構築しなければならないと考えます。村で生活していく人々の将来のためにも、この村だからできる、こうした新たな取り組みを早急に検討すべきではないかと提案するのですが、如何でしょうか。

村長、お答え願います。

○議長（小林信） はい、村長

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 長井議員の森林・林業の再生に向けた取り組みということで、項目もあげられてご質問をされました。

まず最初に、我が村の森林と林業の現状をどう捉えているのかということについて、お答えをしたいと思います。

村の総面積の94%にあたる24,249ヘクタールが森林で占められており、本村の林業は、古くから木材の供給を通じて地域経済の発展や住民生活の向上に大きく寄与してきました。しかしながら、近年は長引く木材価格の低迷の中で、林業収入の減少、または事業実施の支出が収入を上回る損失を恐れ経営意欲が確実に減退しており、このままでは森林の適切な生育が危ぶまれております。加えて、高齢化により林業従事者の減少、後継者不足が拍車をかけております。

また、本村の林業所有者のほとんどは3ヘクタール未満の所有であり、世代

交代や村外転出により、森林所在地がどこか、自分の山がどうなっているのかわからないまま放置されているものも多くみられます。

森林は木材等生産機能を始め、水源涵養機能や山地災害防止機能、快適環境形成機能等多くの機能を有しておりますので、官民併せて本村の森林資源、財産を活かして地域経済を活性する道を模索していかねばならないと考えております。

次に、中長期的な展望として、今後の将来構想はというご質問でございます。

伊藤議員の質問にも答弁させていただきましたが、林業経営は、植林や下刈り、除伐、間伐、皆伐、そしてまた植林というサイクルがあつてこそ山の経営と言えるのではないのでしょうか。

木材等の生産の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた径級の材木を育成するため適切な造林、保育及び間伐等を推進してまいります。この場合、林業の集団化や機械化で効率的な森林整備でコストを縮減して収益につなげていくようにしなければなりません。

また、個人の放置されている森林については、森林所有者への働きかけや情報提供を行い、森林組合や林業事業者への森林経営の委託への転換も必要であると考えます。

更には、施業のためには路網の整備が必要不可欠であります。路網がなくて搬出できない森林がたくさんあることも承知しております。本村の林道は、幅が3メートル程度あり、搬出のための大型車両の通行には適しておらず、拡幅改良しなければなりません。作業道についても延伸、開設を進めていかねばなりません。県による林業専用道の開設や、国、県の有利な補助金や一時的な交付金があつた場合など充当して路網整備を進めております。ご存じのように、林道解決に伴う受益者負担については、平成25年7月に廃止しております。

後継者の育成については、大変難しいところでありますが、県の研修等を活用して、その確保に努めてまいります。

現在は、皆伐には補助がなく、植え付け費用の工面ができない状況にあります。また、50年、60年伐期を30年、40年伐期にする等法の整備や皆伐にも補助をつけてもらうなど、国、県にも強く要望してまいりたいと考えております。

3番目の林業再生のためには、森林整備と林業後継者の育成は欠くことができないということでご質問がありました。村独自の木質バイオマスの考えを進める気がないのかというふうなご質問であります。

林業再生のためには森林整備と林業後継者の育成は欠くことができないと考えることはごもつともであります。

木質バイオマスについても、伊藤議員への答弁と重なりますが、村に多くある森林資源を利用して木質バイオマスの活用により、雇用の創出と地域経済の

活性化に向けて検討していかなければならないと考えておりますが、しかし、木材はA材、B材、C材などと、その木の状況により利活用と値段が違ってまいります。村の木材は、昔から木目のきめこまやかな良質材として他の生産者と差別化されてきていると森林組合の組合長が植樹祭での挨拶でもふれられておりました。後戻りがきかないような状況となりますので、木質バイオマスに関しては慎重に取り組んでいく必要があると思います。二番煎じ、三番煎じにはあまり良いだしは出ないものと、私はそう考えております。

また、最近、新聞紙上でも紹介されておりましたが、秋田杉の利用拡大を目指した直交の修成材CLTが注目されておりますし、高度技術加工で秋田杉の活用が増えていけばまた新しい活用の道も開けてくるのではないかなと思っております。

いずれにせよ、施設の建設となると多額の費用を要しますので、有利な補助金、起債を充当しての建設となりますので、今後とも慎重に事例を参考にしながら、また提言を参考にしながら、検討を重ねてまいりたいと思っております。

次に林業を担う若者の高等教育機関の新設に関してでございます。

県では、秋田市、河辺に林業のトップランナーを目指した研修施設秋田県林業研究センターがあります。これは、秋田県の豊かな森林を守り育て、県民が安心して快適な生活ができるよう、持続可能な林業経営に資するための森林・林業に関する試験研究と技術開発を行うとともに林業技術の普及・研修を行っております。また、林業が地域経済を支える産業としてより成長させるため、人材育成や普及部門を一元化した「研修普及指導室」を新たに設置し、従来の林業技術の普及・研修はもとより、平成27年4月からスタートする就業前の若い林業技術者育成研修を、秋田林業大学の愛称として開講を進めており、2年間の研修を行い即戦力として秋田の林業を牽引する技術者の育成に本格的に取り組むこととしております。

関係機関を連携したにしても村独自で研修生の育成、育成機関を設置することは無理であると考えますが、村としても情報提供を行う等、研修希望者を支援してまいりたいと考えております。

次に木質バイオマス、エコタウンの構想ですけれども、村の面積のほとんどが山林原野となっており、豊富な木材を活用したバイオマスエネルギーの利用は、村の将来を明るくする大きな要素も含まれていると考えております。除伐、間伐、皆伐によって、製品の販売と併せて残される木片の活用は検討していかなければならないと思っております。

木材の豊富な村が、これらを活用したエコタウン構想について、住宅団地の中に木質ボイラー等の設備により、各住宅に熱源を給湯するといったことも考えられますし、また、ハウス栽培の熱量として活用もできると考えもござい

す。今後、ご提言を参考に新しい住宅団地など計画する場合には、こういったものも検討をさせていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（小林信） 2番 長井直人君。

○2番（長井直人） 村長の方からは前向きに検討していただけるというような答弁と合わせまして、若干後ろ向きな部分の答弁もあったように感じております。現状は確かに村長のおっしゃるとおりにあるのですが、やはり動かなければ何も始まらない。確かにコストがかかる部分もあろうかと思えます。そういった部分は選択をしながらいろいろ取り組みを検討していかなければならないと思うのですが、先ほどの伊藤議員の質問とも若干重なる部分がありますので、今、村長の答弁の中にもそういった部分はあったのですが、村長の答弁の中には残材等有効活用すること、そうした身近なところからやっていくべきということで、去年のフォーラムの感想として、そういった意見が出されました。であれば、なぜ、今年からやらなかったのか、非常に簡単なことなのです。村長の姿勢としてそういった思いがあるのであれば、特にそんなに予算的なものはかかるものではないわけであります。村の事業として間伐した場合または皆伐する場合もあるわけですが、そうした時の残材等を集積して安価で分け与えるということも可能であろうし、例えば、薪の使用を奨励したいのであれば、薪ストーブの購入に対する助成等も行えるわけであります。

思いがあれば、行動ひとつでいろいろなことが展開可能である。要はその思いを進めるか進めないかといった部分にあらうかと思えます。そこで大事になってくるのが将来展望であらうかと思うのですが、やはり、しっかりとした内容の把握をしながら将来展望を持っておられると思えます。しかしながら、後手に回って動かなければ何も変わりません。

今回、4年目を向いて来年選挙になります。そういった意味でももっともっと積極的に自身の構想を生かしながら、動いていただければというふうに感じるところであります。また、一般質問でこうして林業に関する質問もダブっておりますが、議員の思うところも、そういった部分に出ているのかなというふうに感じております。

村長の答弁の中で、民間への支援は惜しまないというお答えもあります。また一転して行政に頼る姿勢はやめてもらいたいと。そういう余裕のある村づくりはできないというお言葉を、答弁をいただきました。やはり、余裕がないからこそ行動を起こさなければならない。そう思うのですが、如何でしょうか。

民間への支援は惜しまないとおっしゃってはいるものの、実際にはそれ程民間に支援をしているのかどうか。現在、林業事業者は非常に少なくなってきました。村内では、経営者の中では林業事業者は非常に安定している方であ

ります。現在の状況でも、村内事業者の中ではいい方に入ると思われます。それほど、村内の事業者は疲弊してきております。そういった中で、村をどのようにして発展させ起こしていくか。村の基幹産業は農林業である。これはいつも出ることであります。農業もしかりですが、やはり、この森林をどのように活かして、村として運営いくのか。そういった部分をもっともっと深く考えていただき、早急に着手していただきたいというふうに考えます。

最後に、これは6月4日、政府の教育再生実行会議が検討してきた学生改革に関する提言の素案が明らかになりました。7月上旬にも安倍首相に提言する見通しとなっており、その中に実践的な職業教育を行う教育機関を新設するなどを盛り込むとありました。内容的には職業教育において専門高校卒業後の進学さきなど拡大するために実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化することも提案するとありました。まさに私が思い描いた構想が実現可能な制度ができると可能性も見えてきております。村長がおっしゃる河辺の学校が県でいうそれにあたると思うのですが、今後の制度化を見据えながら、林業発展のための高等教育機関の新設を県と相談をしながら、国に提案していくべき価値があるものと思うのですが、如何でしょうか。

また、それを推し進める上でも村が木質バイオマスの利用に前向きで林業振興に積極的に取り組む姿勢をもっともっと示す必要があると思います。村の将来ビジョンを踏まえた村の基幹産業である農林業での産業振興の一助となるように検討をし、取り組んでいただきたいものだと感じております。

この高等機関を村に置くことで、植林から間伐、皆伐、運搬までを村で雇用し、学生で行うことによってコストを軽減し、村の森林をより効率的に保育できます。こうしたサイクルを実現するためにも、ぜひとも、ご一考いただき前向きに検討していただければと思いますが、如何でしょうか。

以上です。

○議長（小林信） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 林業経営というのは、やはり、仕事をつくれれば利益が生まれるというものであれば、これはいいわけです。今、国内の木材需要30%にみたくありません。我が国ではもう数年前から50%にするというふうな話をずっとされてきたおりました。しかし、世の中は需要で数字は延びいくと思います。残念ながらまだまだそういう状況になっていないということで、木材の単価が一時的には東日本大震災あたりに上がったわけですがけれども、また、落ち着いてきているというふうな状況で、最盛期には立方4万円ぐらいした単価が、今、1万円ちょっとで落ち着いているというふうな状況ではなかろうかなと判断しております。

また、この状況は、そんなに変わらないのではないのか。やはり外材をきちんと止める。外材を止めてしまえば国内の需要は出るわけですけども、それができないでいるというのが現状で、そういった意味で国内の林業家が皆困っている。

そして我が村の林業家というのは、3ヘクタールが主な林家なのです。ですから、他所の100ヘクタールとかもっている大きな林業家がないということで、そんなにまた、個人的には、山の林に期待をしているというふうな状況下に、私はそんなにないのではないかと考えております。

やはり、ある程度木材需要を眺めながら、値段が上がってきた時には相談かけて切って売ろうかなというふうな取り組みが主ではないかなと、私はそう思います。ですから、需要のないところに一杯切り出していてもなかなか値崩れを起こして更にまた安くなるというような状況も生まれる可能性もあるわけです。

それから、夕張が財政破綻しましたが、それは民から官に動かしていた関係が1番大きいわけですね。民間が、人口減って事業が成り立たないというふうなところで撤退をしていった。それを行政が抱えてきたと。それが1つ、2つ、3つというふうにな重なってきた。一時的には良かったときもあったのですが、注目されてきたときもあったのですが、夕張は、すごいリゾート地だということで注目を集めました。しかし、最終的には、やはり、人がいなくなった、来なくなったということで財政が破綻していったということで、お金を今度止められなくなってしまふ。第三セクターに出していたお金が。私はそういった面もいろいろ調べて勉強もしてきましたし、簡単に民間でやれるものを第三セクターで取り組むというのは、やはり、安全の保険のかかっているようであればいいのだけれども、それを無理してやれるような状況下にまだまだ私は今の木材関係はないのではないのかなというふうに考えております。

今は、ほとんど取り掛かっているところは皆補助金だよです。自前でやっているところはほとんどないのです。全部が補助金なのです。やっている所といえば岡山県の名店工業かな、ここだけは自前で発電所をつくり、そしてまたバイオマスすべてをやっております。ここは、やはりヨーロッパのオーストリアのように自前で全部、電力も全部やっておりますし、年間100ヘクタールか200ヘクタールの林を切って、その地域一の林家でもありますし、そういったところはできるわけですけども、多分、会津若松の発電所もありますけれども、そしてまた、最近では、青森の平河町かな、そこにもそういった形が、今発電所なのかペレットなのかわかりませんが、残材を集めているとそれはもう運搬の補助金を入れて、秋田県の北部からも集めているというふうな状況下にあると聞いております。これは県の方からの情報ですけども、そうい

った意味で、やはり一旦事業が動き出すと、物を集めなければいけない。そのためには今度は行政も支援をしていかなければいけない。そういう状況が発生しておりますし、なかなかやればいいのかというのはわかります。そしてまた、薪なんかも私もずっと薪を燃料として暮らしてきておりますし、議員の方の中にもそういう生活をやってきている人がいると思います。

ですから、ただ、なかなか良さというものを、便利さと良さどっちをとるかということになりますと、やはり、今の若い人方とか、家の住宅のつくりをみますと便利さの方を選択しているのではないのかなというふうに思っておりますし、前にも沖田面の大林に行く途中の間伐をやったときには、沖田面の人からあの間伐材が欲しいなという相談を受けまして、役場の方へ交渉にきて無料でいただいたと。それはもう本人がその林からもっていくのだよということで、そういう紹介をしたこともあります。

村では、林道、作業路、こういったところを作ったところにはまだまだそういう残材が残されておりますので、もったいなというふうに思っておりますし、もし議員の方も近くで、住民方々から相談を受けた場合は、その役場の方にご連絡をいただけれど、相談に乗れることが一杯あると思いますので、どうかその点をお願いしたいなと思います。

長井議員の構想の中で、私は自分なりにもこういうことができなと思うのが木質のバイオマス、例えばチップでもいいし、薪でもいいし、それを利用したその集落といいますか、その地域、住宅地でもいいし、そこを何とか皆で協働で使えるようなシステムを作れないのかなと。これは行政も、議員の方々も気持ちをひとつにすれば何かできるような感じかするわけです。これから高齢者住宅とか、そういったものも考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういった面で、そうした先進的な事例をもっともっと勉強して、この上小阿仁村らしい取り組みを行っていくようにしたいなと思っております。

バイオマス発電も一時考えました。しかし、民間ですので、民間はやっぱり採算性がなければすぐに撤退していきます。話がなかったような形で撤退していきます。これは、私はしょうがないのだと思っております。来るときも一生懸命なってきます。村の補助また施設、場所、そういったものも有効活用ということで一生懸命になって調べてきますけれども、事業化になって採算性が合わなくなれば、これは無理だと思えばもうすぐに撤退をしていくと、これが今までの誘致企業もそのとおりだと思います。ですので、なかなか企業に頼るのも大変ですし、また、かといって役場の方で、第三セクターでやるといっても、それに対する人材、民間の人方にも木材の関係の人方でも力を合わせて、では我々やってみたいなということであれば、支援をしていけるのではないのかなと



いう形で、私は答弁したわけですがけれども、我々が、素人がこれに取り掛かって、そしてやっていくとなっても、それが、行政がやって本当にうまくいくのかな、ほとんど無理ではないのかなと、私はそう思っております。後ろ向きの答弁と言えばそう言われるかもしれませんが、我々はそういう事業に関してはプロではないのですので、どうかその辺、もし議員方々が、では我々でやってみようかという方があれば、そういう会社を設立してやることも可能であると思いますので、検討させていただきたいというふうな形で答弁を終りたいなと思います。

○議長（小林信） 2番 長井君。

○2番（長井直人） ご答弁いただきました。先ほどらいから、他の議員方の一般質問に対する答弁を聞いてみしても、できるだけ検討して取り組める部分も探しながら取り組んでいただきたいというように思うところであります。

村長からは、国の需要が思うようにのってないということでご答弁いただきましたが、国の政策としてその成果が出ていないということもありまして、そういった形での木材の利用を、そういった幅も広げていっている部分が、こういった補助政策に出ているのではないのか感じるところです。高層建築材としてのその利用の幅がひろがっているのも、そのひとつであろうというふうに感じるわけですが、そういった需要を伸ばすためにも補助制度が拡充されている部分もあろうかと思えます。

そういった需要も、他に頼るだけでなく自ら生み出して、自ら消費していくといった部分も必要なのかなというふうに感じております。補助金に関わらず交付金もそうですが、いろんな形でいろんな補助事業があります。そういったものをよりアンテナを高くして行政側で掴み取って欲しい。ただただ、アンテナを張るだけではなくて、村の政策に合わせた形でのそれに必要な部分の必要な補助金または助成事業、そういったものをいち早く察知し、そういったものを使いながら村独自ではなくて県や国とも協力をしながら、そういった事業を進めていただければというふうに感じておりますので、行政職の仕事として、そういった部分も注力していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

これで1つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林信） 2番 長井直人君。

○2番（長井直人） それでは2つ目の質問に入らせていただきます。

村の訴訟問題と村内事業者の指名停止処分について、伺わせていただきます。

今回の我が村初の訴訟問題については、村長の行政報告にもあるように議案として訴訟行為遂行のため弁護士への業務委託に係る経費が補正予算として計上されておりますが、現時点において訴訟を起こされた経緯とその内容の詳細

について村当局から議会に対する説明の申し入れが一切ないというのはどうい  
うことでしょうか。極めて遺憾であります。

除雪業務の委託費の支払いに関する訴訟のようですが、そもそも訴訟問題に  
してまで争わなければならない程の内容もののでしょうか。

お互いに注意すべき点はあったとして、双方事前の話し合いで歩み寄ること  
ができなかったのでしょうか。事前の協議が不和に終わったために訴訟になって  
いることは、聞くまでもないわけではありますが、この件に関しては、村長の  
長としての裁量を疑わざるえない状況にあります。誠に残念であります。

ここで1つ疑問な点があります。そもそも訴状が出され訴訟問題になった事  
案で、その内容について裁判を行う中で、訴訟中にも係わらず訴訟問題になる  
以前の支払い済みの平成 25 年度道路除排雪委託料、平成 25 年 12 月分と平成  
26 年 1 月分についての委託料の返還通知が平成 26 年 6 月 2 日に出されてお  
ります。ここに必要書類として事業者からいただいていたコピーがありますが、  
内容としては適正な書類の提出がないまま受領した状況となっているとのこと  
ですが、これまで道路除排雪委託料について、みなし、もしくは予定価格で支  
払われたことはただの一度もなかったはずであります。実働証明の実績払いの  
はずであります。該当の 12 月、1 月についても資料とともに請求を出し役場内  
でのそれぞれの決済を経て支払済みのはずであります。

指摘のとおりだとすると適正な書類の提出がない請求に対して担当からあげ  
られ、課長以下、副村長、村長自身までも決済をして支払をしたということに  
なります。こんな状態で果たして役場の決済機能が正常に働いているのか疑問  
が残ります。盲判では困るわけです。付け加えて、平成 26 年 2 月 2 日付けで送  
られたこの返還通知ですが、訴訟問題に関係する大事な書類だと私個人は思う  
のですが、実は重大なミスプリントがあります。それは返還要求にあたる 2 カ  
月分について本来平成 25 年 12 月分と平成 26 年 1 月分の除排雪費の返還要求の  
はずが、平成 25 年 12 月分と平成 25 年 1 月分になっています。申しわけないの  
ですが非常にお粗末であります。公印をついて送る前に確認はしなかったのだ  
でしょうか、内容を軽んじているわけではないと思うのですが、理解に苦しみま  
す。

判決が決してから、その内容いかんによって返還通知を出しても良かったの  
ではないかな、というふうにも思うところでもあります。

必要で出したのならば、その内容について最善の注意を払うべきだったのだ  
ではないのでしょうか。そもそも返還通知を出す以前に、村の確認不備による支払  
いを謝罪する文書の通知があつてしかりと、私は思うのですが、どうでしょ  
うか。なにせよ「何をやっているんだ上小阿仁村は」といった感は否めません。

もう 1 つの疑問な点は、3 月議会において私が除雪費に関する一般質問をい

たしました。その際、降雪の状況のわりに除雪費がかかりましになっていることを懸念して、村長から除雪委託事業者に対して道路除排雪委託料の値引き交渉があったと耳にしましたが、これは本当でしょうか。

除排雪委託金は契約に基づき証明書類を添付して実績に基づき請求し、支払われるもので、実働部分の値引きという行為自体があり得ないと思うのですが、如何でしょうか。

村には、補正という行為がある中で、行政側が契約にそぐわない行為を業者に願い行われたことに衝撃を覚えました。

何社か値引きに応じたとのことですが、どのような請求が出され、決済が行われたのか疑問であります。そもそも除排雪委託に関する村側のこうした行為が許されるのかどうか、村長に伺います。

こうした事例は全国どこを探してもなかなかないのではないのでしょうか。行政執行上、間違っていると思うのですが、どうでしょうか。

最後に、村内業者の指名停止処分について、これについてはも、3月議会開会中にも関わらず、村から議会への説明は一切ありませんでした。新聞紙上でしり説明を求めて初めて事の内容をしりました。しかしながら、当局の説明内容に不備があり事実関係を誤認した中で指名停止処分が確定されていました。

村からの指名停止処分は、事業者にとって信用問題であり事業への影響は甚大です。数少ない村内雇用の場がなくなってしまっは元もこもありません。村として、村内事業者を指導育成しながら雇用の場の拡大へとつなげるためにも、村として、立場を有効に活かした誠意ある対応を望むものであります。

村長、如何でしょうか。

○議長（小林信） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 村の訴訟問題と村内事業者の指名停止処分についての質問でございます。

除雪費に関しては、以前、長井議員から昨年と比較して支払額が多い旨指摘された経緯がございます。そういう意味合いから除雪内容を精査し、3月10日に各業者と除雪稼働時間について協議をしております。同じ路線の同じ機械での作業時間に、昨年と比べて大きな差がある業者に、その理由を伺い、協議を行っております。運転手により稼働時間が大幅に増加した業者には稼働時間を少なくできないのか交渉を行っております。

3業者のうち2業者が初めての運転士であり、これは、いままでと違うということで、同じ路線、同じ機械、そういった意味で交渉に応じていただきました。また、残る1業者については、その交渉については受けられないというふうなお話でありました。そもそもその除雪業者の申請に係わる運転手の免許証

や添付書類、そういったものは、どうも、あとから調べた結果、申請時と違ってあったということも判明しておりますし、運転日報に記載すべき項目についても稼働時間だけの記載であり、他の業者との違いが一目瞭然となっております。

契約約款や支払い確認等の項目に従いながら支払は考えましたが、やはり、これは出来ないのではないかなど、例えば、支払いした後にも住民訴訟が起これば、これは何を基にして支払ったのかというふうに問われる事例になってしまうということで、こちらでは判断ができないのだと、何時間働いたのかも、そういった記録紙のキチットしたものがないと、ましてや、他の業者は何キロ走ったとか、メータが何キロから何キロまで、今日、走ったのだと、そういった記録も一切ないわけです。稼働時間が横線一本だけなのです。ですから、こういった書類が不備なものに対して、果たして、村が、確認行為が行われて支払をやったということが許されるのか。私は、他の業者にそういったことが起きた場合、今後、指導ができなくなる。みな、そういったことが起きてしまう可能性があるわけです。しかし、行政としては、やはり、キチットしたものでなければ、確認ができないものに対して支払はできませんということを申し上げたつもりでおりますし、また、交渉は一切しないというふうなこともなかったわけです。ただ、あとから来るというふうなことも伺っておりましたし、待ってもおりましたけれども、来ないような状況でありましたし、また訴訟に及ぶというふうなことも、私方は考えておらなかったわけですがけれども、ただただ、稼働を証明するものがキチットあれば、それは支払ができるということがあります。

また、去年の12月、そしてまた、私も、今聞いて初めて知ったわけですがけれども、1月の分に関しては平成25年1月というふうなことが送られているというふうなことでありまして大変申し訳ないことをしているなというふうに考えております。かなり真剣に吟味してやってきたはずなのですが、その目の届かない面、多々、あったのであれば大変申し訳なかったなどお詫びを申し上げたいと思います。ただ訴訟になりますので、様々な事例が出てくると思います。そういった意味で細かなことは、ご答弁を差し控えたいなと思っております。

2つ目の指名停止処分については、私は妥当であると考えております。と、いいますのは、この工事は平成25年11月6日に工事請負契約を締結し、工期を11月7日から平成26年1月31日までとしておりました。同様の工事を受注した他の業者は、契約締結後の早い時期に製品を発注していたが、指名停止処分を受けた業者は、村からの呼び出しで11月26日に開催した施工説明会に参加し、その際に製品を注文したと聞いております。その後、12月26日に工事打合まで工事延長をお願いされたが、正式な工期延長願でなかったため、12月

26日の公文書での提出を口頭で指示しました。しかし、提出がなかったため、平成26年1月8日に現場代理人と主任技術者を役場に呼び、理由書と工事延長願の提出を再度指示しております。

それにより、1月16日に工事の期限延長願が提出されましたが、その理由が「資材発注が送れ、製品納入期日に影響し、工期内完成が困難なため」であったため、なぜ資材発注が遅れたのかの理由書の提出を求めました。

しかし、現場代理人や主任技術者には資材発注の権限がなく、何度か電話で資料を求めましたが、結局、理由書は提出されませんでした。そのため、契約書に記載しております契約事項第21条に規定する工事の期限延長願の正式な理由とは認められず、1月29日に工事打合簿により工期の延長を認めない旨を業者に通知をしております。

工事は、1月31日の期限により、約1カ月遅れの2月28日に完成しております。この期間の取り扱いを協議するため、3月3日に建設工事資格審査委員会を開催し、審議の結果、上小阿仁村建設工事競争入札制度実施要綱第15条に規定している「上小阿仁村建設工事指名停止基準」の運用基準別表1の4のイの「正当な理由なく、工期内に工事を完成することができなかつたとき」に該当するため、3カ月間の指名停止としたものです。

両問題に対して議会への説明について、除雪費に関する訴訟については、6月9日の議会運営委員会において、報告のための日程調整をお願いしたところ、2日目の最初に時間をとっていただきましたので説明をさせていただきます。

また、指名停止処分については、3月議会において説明をさせていただいたとおりでございます。

村内業者の育成ということでございます。村内業者の育成と言われますが、行政は、法律や条例、契約約款等に基づいた対応をしていくことが求められており、その中での対応をしていくことになると思います。

ご承知のように年々建設業者数とそれに雇用される従業員の高齢化が目立ち、従業員の補充もなかなかできない状況にあると伺っております。村の建設業協会などと共に勉強会の開催などを行いながら、協会員との交流の場を設けなど共に災害の発生対応など緊急時も予測されますので、お互いに信頼関係を持って、協力関係を築きながら業者指導をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林信） 2番 長井君。

○2番（長井直人） 村長から答弁をいただきましたが、訴訟の関係もありまして詳細についてはなかなか突っ込んだ話はできないものと感じておりますけれども、除雪費に関して、まず申し上げますが、除雪費に関しては、村当局から除雪費の補正をあげられたときの答弁として、積雪量は少ないけれども降雪

量は去年よりも多いということで、除雪費がかかりましになっているという説明で、補正を受けております。しかしながら、3月、一般質問の前に業者を集めて説明をしたときには、そういった形で、事業者に対して値引き交渉をされたということであります。確かに、運転手によって大幅に時間がかかってという部分はあろうかと思えます。

しかしながら、そうすると初めて重機を運転する方は、除雪を請け負うことができないのかということになります。請け負う時点でそういった部分も考慮して請負契約を結んでいるのではないかというふうに感じるわけではあります。先ほども申しましたとおり除雪に関しては、やはり機械の実働部分をもって支払をされております。訴訟問題にもなっておりますが、その実働部分が確認できる書類がなければ払うことができないということに契約上もなっております。確かにそのとおりですので、では、これに対しては、監査委員に伺わせていただきたいのですが、この値引きの分、3月上旬に集めて交渉してありまして、多分、2月分の除雪費から値引きになっているのではないのかなというふうに推測されるわけではありますけれども、そうすると2月分の各値引きをした会社の請求は、どのような形であげられているのか。実働部分からどのような形で時間超過部分を出して請求をして村で支払っているのか。

多分、もう決算終わっていることと思えますが、確認されていることと思えますので、その部分お聞かせいただきたい部分と、それと、返還要求に関してですけれども、これ一度決済を受けて支払をされています。1月経過しておりますので、監査委員の目にもその支払はとおっているとは思いますが、書類の不備はあったとしても、当然、支払う段階で行政指導として事業者には、こういった資料では支払はできないと、最悪次回からはしっかりとした証明書類をつけて添付して請求をあげてくださいというような行政指導があつてしかりというふうに感じるわけではあります。監査委員に質問しますので、その決済をして一度支払った除雪委託料に対して、返還を求める場合。例えば監査をして書類に不備が認められて、返還を求める場合はあろうかと思えます。しかしながら、監査の段階でそういったことが発覚したわけではないにもかかわらず、この6月になって返還要求がなされたというのはどういうことでしょうか。その2点について監査委員のご意見をいただきたいというふうに思います。

**○議長(小林信)** 質問者にお話します。答弁通告が出ておりませんが、答弁の準備も可能でしょうか。発言するともう1回になります。監査委員、発言できますか。

(「できれば控えたい」の声あり)

質問者に申し上げます。監査委員、控えたいということであります。

はい、2番 長井直人君。

**2番（長井直人）** 質問の流れの中で確認したい部分が出ましたので、監査委員のご意見を伺ったわけですが、確かに手元に資料もございませんので明確な回答ができない場合があるかと思えます。ただ、訴訟に差しさわりのない部分もあるかと思えますので、その点については常任委員会の中でも結構ですので、資料のわかる範囲で調べていただいて、監査委員のご意見をちょうだいできればと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、最後の質問になりますけれども、除雪費に関しては、そういった形で、これは確かに双方に指摘される部分もあるかと思えます。行政側に不備はないという気持ちで受けられたとは思いますが、やはり行政として除雪費の委託料に関しては毎月毎月請求が出されるわけでありまして、その請求が出されるたびに不備があれば当然指摘をしなければならないと思えます。それは行政指導としてしなければならない行為だと思えますし、不備があれば当然その部分は訂正して出してもらおうというのが当然であります。

しかしながら、1月はそれで支払われておりますが、2月の場合にも資料として不備であるということで差し戻しをしているわけではあります、村の方からこういった部分で提出してほしいということで、訂正書類の申し出も指導を受けたというふうに聞いております。しかしながら、それを受けて出しても、更に認められなかったという経緯もありますので、やはり行政としても、そういった部分も的確に適切に指導していかなければならなかったのではないのかなというふうに感じるところもあります。

そういった部分もありますが、これは繰り返しになっておりますので、これに関しては、補正予算にもあがっておりますので常任委員会の方でも再度ふれさせていただきたいと思えます。ただ、指名停止に関しては、村長から指名停止は正当であるという回答をいただきかました。しかし、これは、私は納得できません。というのは、公の場ではありませんが3月議会の最終日に最終確認をしたものを、役場で確認をしていない、確認していないというのは語弊がありますが、課長以上が確認をしていない書類が出てまいりました。これは本当に確認されてなかったのか、どこに保管されていたのか、チョットわからない部分がありますが、その場では職員の机の上から出てきたということで、そのときは報告をいただいておりますが、その会議が終ってから、村長に、この工期延長の理由としての書類が出ていれば、指名停止はなかったですよと、村長に伺ったら、そうだとおっしゃいました。確かにそのとおりだと思いますが、これは、では、どこに不備があるのか。書類が課長まであがっていなかった。課長以上まであがっていなかった。では、この書類がどこでどのようになって、事業者と担当者とのやり取りの中で、その理由として認められなかったのかどうか。それが非常に腑に落ちない部分であります。

3月の議会の最終日に、その書類が見つかったということは、それまで、その書類のあること事体が処分を下した方々にはわからなかったということになりますので、やはり、そういった村の不手際の部分もしっかりそれはそれとして認め、対応していただければ大変ありがたかったなと思うのですが、何分にも処分をした後でありますので、それを撤回するというのも村としてもかなりの覚悟はいることと思いますが、やはり、先ほども申しましたが、信用問題に関わってくる大事な大事なことでありますので、これについては何とか状況確認と内容について、今一度、村の方でも検討していただければというふうに思います。

それと、この3者によるこの同じ工事に関してですが、村長から説明がありましたので触れさせていただきますが、これは、そもそも村の発注事体が遅れているのも、この延長になった原因の1つではないのかなというように感じる場所です。会社側からは、メーカー側から物自体の指定がされておりますので、発注がくるのがわかっているということで、製造に移ってもいいですかということで村に問い合わせをしたということでしたが、村の方からは入札があらうかと思うのですが、ただ、工事をしていく中で3者が同じところの製品を順次製造したものを収めて工事をしていくという工程の中で遅れが生じた部分も若干はあらうかというふうに感じております。

1番最初に工事を請け負った事業者のところも天候不順による自然の影響でタンクの製品が取れなかったというような部分も聞いております。2番目に施工した事業者においても期日内には厳しかったというようなことも聞こえてきております。そういった部分もありますので、また、1番最初の事業者については、その時期についてはなおったのかという質問をしましたが、3月議会においては、村長からそれは直したということで説明を受けておりますが、では実際にどのような処理をして直したのか、そういった部分については一切ふれられておりませんので、非常にこの指名停止をめぐってのこの工事については、今一度検証する必要があるかと思うので、ぜひとも、別の機会に内容説明をしていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。